

Q：新型コロナに罹患し、療養を終えて現在回復しているもののPCR検査を行っても陽性判定が続いていますが、陰性の結果になるまで日本に帰国・入国できないですか。

A：新型コロナに罹患し、療養を終えて現在回復しているにもかかわらず、PCR検査を何度行っても陽性判定が続いてしまう方で、以下1のいずれかに該当する場合には、以下2の書類をメールに添付の上、当館領事部までご相談ください。

なお、ご相談をいただいてから回答するまでに最大5開館日程度かかりますので、特に帰国・入国予定日が接近している場合には、必ず必要書類をご準備の上、前広にご相談ください。

1 ①日本国籍の方、②在留資格保持者の方で再入国の場合、③日本国籍者・永住者の配偶者又は子の新規入国の場合など

2 ①旅券の人定事項ページの写し、②日本帰国・入国予定のフライト情報（eチケット写し等）、③コロナ陽性と判定された後に療養期間を徒過し、新型コロナから回復している旨を記した医療機関等の診断書等（様式自由）、④新型コロナの療養期間終了後に、再度検査した結果が陽性となった検査結果（厚生労働省が有効と認める検体及び検査方法に限る）

（厚生労働省ホームページ：出国前検査証明書）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

在香港日本国総領事館  
Consulate-General of Japan in Hong Kong  
電話：(852) 2522-1184  
メール：infojp@hn.mofa.go.jp  
住所：46-47/F., One Exchange Square,  
8 Connaught Place, Central, Hong Kong